

平成12年4月5日
関係省庁等申合せ
平成13年1月26日改正

アルコール分野

○酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会の設置について（平成12年4月）	52
○未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱 (平成12年8月)	53
○「平成16年度たばこ・アルコール対策担当者講習会」の開催について (平成16年11月)	56
○未成年者飲酒禁止法	58
○「未成年者飲酒防止強調月間」の決定について（平成13年10月）	59
○未成年者飲酒防止に係る取組について（平成13年12月28日3省庁連名通知）	60
○アルコールシンポジウム	62
○酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方（平成16年12月国税庁）	63

1. 平成12年3月23日に、与党三党政権責任者会議から政府に申し入れられた「酒販小売免許に係る需給調整規制の見直しについて」を受けて、酒類に係る不当譲りの防止対策の強化等公正取引環境の整備及び対面販売の励行の徹底等社会的規制の実施について、関係省庁間で連絡協議を行い、関係施策の充実強化を図り、総合的な取組を推進するため、「酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2. 連絡協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、連絡協議会は、必要があると認めるときは、その他の関係行政機関の職員、外部の有識者等の出席を求めることができる。

内閣府政策統括官（経済財政・経済社会システム担当）

内閣府政策統括官（総合企画調整担当）

警察庁生活安全局長

総務省行政管理局長

公正取引委員会事務総局経済取引局長

財務省国税庁次長

文部科学省スポーツ・青少年局長

厚生労働省健康局長

3. 連絡協議会に、次のとおり幹事を置く。

内閣府政策統括官（経済財政・経済社会システム担当）付参事官（市場システム担当）

内閣府政策統括官（総合企画調整担当）付参事官（青少年健全育成担当）

警察庁生活安全局少年課長

総務省行政管理局管理官

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課長

財務省国税庁課税部酒税課長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

厚生労働省健康局総務課長

4. 連絡協議会の庶務は、内閣府政策統括官（経済財政・経済社会システム担当）及び総務省行政管理局において処理する。

5. 前各項に掲げるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡協議会において別途定める。

未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

平成 12 年 8 月 30 日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁等連絡協議会決定

酒類販売に係る需給調整規制の廃止に伴い、未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁においては、既に着手している施策の徹底を図るとともに、下記のとおり、新たな施策に速やかに取り組み、その徹底を図ることとする。

記

1 未成年者の飲酒防止等対策

(1) 販売体制、販売方法等

- ① 未成年者飲酒防止に関する関係業界の取組状況等についてフォローアップ調査を実施する。
- ② 酒販店等に対し、未成年者飲酒防止について、関係省庁が連携して指導を行う。
- ③ 酒販店等に対し、酒類販売業免許の付与後においても、定期的（1年ごと）に販売責任者を把握し、適切に酒類の販売を行うよう指導する。
なお、酒類小売業免許の審査に当たり、申請者が実質的経営者であるかどうかの点を含め、その資格要件についての審査の徹底を図るものとする。
- ④ 酒類の深夜販売の体制の改善・整備について関係業界に検討を要請する。
これに関連し、深夜における年齢確認の励行等の徹底方策の充実についても関係業界に検討を要請し、かつ、関係省庁による積極的な指導を行う。
- ⑤ 酒販店等の経営者、従業員等に対する新たな研修システムについて関係業界に検討を要請する。
- ⑥ 平成 7 年 5 月の全国小売酒販組合中央会の酒類自動販売機の撤廃決議が遵守されるよう、同中央会を指導するとともに、酒類自動販売機の撤廃状況等について実態調査を行い、結果を公表する。
- ⑦ 平成 10 年 4 月に国税庁が要請した年齢確認の徹底などの具体的な取組に關し、国税局及び税務署を通じて積極的な指導を行う。
- ⑧ 酒類と清涼飲料の明確な分離陳列の徹底を図ることとし、特に清涼飲料的な酒類については、関係業界に対し特段の配慮を要請する。
- ⑨ 酒類と清涼飲料との誤認を防止する観点から、関係業界に対し表示の適正化を要請する。
- ⑩ 広告宣伝に関する自主規制のフォローアップと内容強化の検討を関係業界に対し要請する。

(2) 取締りの強化等

- ① 未成年者飲酒禁止法（大正 11 年法律第 20 号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）及び青少年保護育成条例に基づき厳正な取締りを行う。
- ② 警察、教師、少年補導委員、少年警察ボランティア等による補導体制の強化を図る。
- ③ 地域のボランティア活動等における効果的な飲酒防止活動のための活動プログラムを策定す

る。

- ④ 飲食店営業者団体等に対し、法令遵守の徹底を要請する。

(3) 意識啓発の推進

- ① 平成 12 年度からの学習指導要領の移行措置期間においても、小学校の体育科で、新たに、低年齢からの飲酒は特に害が大きいことや、未成年の飲酒は法律によって禁止されていることなどを盛り込み、飲酒防止に関する内容が指導されるよう教育委員会等に要請する。
- ② 各学校に対し児童生徒に対する飲酒防止に関する指導の強化を要請する。
- ③ 各学校におけるアルコールと健康についての教材用ビデオの活用を推進する。
- ④ 喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導用ビデオを作成し、全国の小学校、中学校及び高等学校に配付する。
- ⑤ 飲酒防止に関する指導について、教師と保護者の懇談の場を通じて保護者への働きかけを行う。
- ⑥ 児童生徒の喫煙、飲酒及び薬物に対する意識調査並びに喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導状況調査を実施する。
- ⑦ 未成年者飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から、未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成配付する。
- ⑧ アルコールと健康に関する正しい知識の普及を図るために、ポスター及びパンフレットの作成・配付を行うとともに、インターネット（厚生労働省ホームページ等）を用いた情報提供を行う。
- ⑨ アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒の防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催する。
- ⑩ 未成年者飲酒防止強調月間を設け、全国的な広報啓発活動を行う。
- ⑪ 公民館等において地域住民を対象とする定期的な講習会等を実施する。
- ⑫ 未成年者飲酒防止に關し、青少年対策推進会議を通じた取組を強化する。

(4) 地域レベルでの総合的な取組

- ① 未成年者の飲酒防止に向け、地域レベルの関係機関（税務署、警察署、保健所、教育委員会・学校、自治体等）における組織的な取組体制を確立する。また、飲酒等不良行為に対処するため、特に、家庭、学校及び警察を軸とする連携を強化する。
- ② 上記の取組体制の下に、補導委員、相談委員、保護司、地元有志等による地域連絡網を編成し、相互に連携を図りながら未成年者保護育成活動を行う。

(5) 医学的及び精神保健的取組の強化

- ① 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、青少年の心の問題として、相談者の匿名性及び利便性に配慮しながら、未成年者の飲酒に関する相談を行う等相談サービスを充実する。
- ② 未成年者を含む飲酒実態及び飲酒による健康影響についての調査研究を行い、その予防の方策を検討する。

2 酒類販売の公正な取引環境の整備

(1) ガイドライン等の基準の明確化等

- ① 公正かつ自由な取引を確保する観点から、酒類の取引実態調査の充実強化を図り、酒類の取引実態に即して中小事業者等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な

取引方法に関する考え方の一層の明確化を図る。これに伴うガイドライン等の基準の明確化に関しては（編注：平成12年）9月中にこれを実現する。

- ② 合理的な価格の設定、取引先等の公正な取扱、公正な取引条件の設定、透明かつ合理的なりべート類のルールを規定する、平成10年4月の「公正な競争による健全な酒類産業の発展ための指針（国税庁長官通達）」による取組を更に徹底・促進し、合理的とは認められない取引の改善に向けて積極的な指導を行う。
- ③ 酒類販売の公正な取引のガイドライン等の基準について酒類業団体に対する説明会を実施する。

(2) 取締りの強化等

- ① 小売業における不当廉売は、周辺の中小事業者等に対する影響が大きいことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく報告に対しては、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（昭和59年11月20日公正取引委員会事務局）」に基づいて、その審査の充実強化を図り、問題があると認められた場合には厳正に対処する。
- ② 現在、発出の都度行われている警告の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、注意の公表内容について、更に具体性を高める。

(3) 民事的救済制度の整備

不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反行為に対する民事的救済制度について、その周知徹底を図る。

(4) 酒類の取引実態調査の充実

酒類の取引実態調査について、調査結果を公表し、改善に向けた業界の取組を促すとともに、その調査件数を増加させ、取引の改善を指導した業者に対してはフォローアップ調査を行う。

(5) 関係行政機関の連携強化等

- ① 酒類に係る不当廉売事案などの不公正な取引方法への対応の強化に資するため、国税庁から公正取引委員会へ職員を派遣する。
- ② 酒類市場における流通・取引慣行等の問題点について、国税庁と公正取引委員会との間で、一層の連携強化を図る。

3 与党において未成年者飲酒禁止法及び酒税法の一部改正案の国会提出が検討されている状況を受け、同一部改正案が国会に提出され、その成立をみた上は、同改正法の的確な施行に取り組むものとする。

4 フォローアップ

以上の新たな施策については、1年後に実施状況のフォローアップを行い、公表する。

公開

平成16年11月8日
照会先 健康局総務課生活習慣病対策室
担当：平戸（内線2971）
武井（内線2348）

「平成16年度たばこ・アルコール対策担当者講習会」の開催について

都道府県、政令市及び特別区のたばこ・アルコール対策担当者、医療保険者による保健事業の実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加の下、標記講習会を下記により開催しますので、お知らせいたします。

※本講習会は、平成12年度より、都道府県、政令市及び特別区のたばこ対策担当者を対象に、効果的なたばこ対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るために開催してきたところです。本年度からは、他の健康増進事業実施者との連携を図り、たばこ対策を効果的に推進するため、新たに医療保険者による保健事業の実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、講習会を実施することいたしました。

記

1 日 時 平成16年11月11日(木) 10時00分～17時00分
受付開始 午前9時30分

2 場 所 厚生労働省講堂(中央合同庁舎5号館低層棟2階)
東京都千代田区霞が関1-2-2

3 公開等

- (1)講習会は原則公開とします。カメラ撮影につきましては各講演の冒頭のみとさせていただきます。
- (2)傍聴希望者は、下記により事前に申し出てください。

【傍聴希望者の申込方法】

11月10日正午までに、氏名、住所、電話番号及びFAX番号、差し支えない場合は、勤務先を明記の上、FAXにより事務局宛てお申し込みください。

○申込先

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室
電話番号 03-5253-1111(代)
FAX番号 03-3502-3099

平成16年度「たばこ・アルコール対策担当者講習会」

日 時 平成16年11月11日(木)

受付開始 午前9時30分

場 所 厚生労働省講堂(中央合同庁舎5号館低層棟2階)

講習会スケジュール

午前の部(アルコール)			10:00-12:00
10:00-10:10	開会	挨拶	健康局生活習慣病対策室長
10:10-10:20	説明	アルコール対策について	健康局生活習慣病対策室
10:20-11:00	講演	アルコール関連問題の早期発見早期介入 久里浜アルコール症センター	久富暢子
11:00-11:40	講演	地方自治体の取組事例 —地域住民のアルコール教育の組込みとその実際— 横浜市鶴見区福祉保健センター	
11:40-12:00	質疑応答	コーディネーター	滝口京子
午後の部(たばこ)			13:00-17:00
13:00-13:30	説明	たばこ対策について —たばこ規制枠組条約—	生活習慣病対策室
13:30-14:30	講演	地域における禁煙支援プログラムの効果的な普及に関する企画・立案について 大阪府立健康科学センター	増居志津子
14:30-14:40	休憩		
14:40-15:40	講演	地域・職域における事例 —受動喫煙防止対策— 産業医科大学産業生態科学研究所労働衛生工学教室	大和浩
15:40-16:10	講演	地方自治体の取組事例 —たばこ対策指針、受動喫煙対策実施状況調査— 京都府保健福祉部健康・医療総括室健康増進室	
16:10-16:30	講演	地方自治体の取組事例 —空気もおいしいお店推進事業—	北海道保健福祉部地域保健課
16:30-17:00	質疑応答	コーディネーター	生活習慣病対策室

未成年者飲酒禁止法(大正十一年三月三十日法律第二十号)

最終改正:平成一三年一二月一二日法律第一五二号

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

2 未成年者ニ對シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

3 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

4 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二条 満二十年ニ至ラサル者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

第三条 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

2 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同項ノ刑ヲ科ス

附 則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二二年一二月二二日法律第二二三号) 抄

第二十九条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一二月一日法律第一三四号)

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

「未成年者飲酒防止強調月間」の決定について

(平成13年10月5日 酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会幹事会決定)

「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」(平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定)記の1(3)⑩に基づき、下記のとおり未成年者飲酒防止強調月間を設ける。

記

1 平成14年以降毎年4月（4月1日から同月30日までの1か月間）を未成年者飲酒防止強調月間とする。

2 未成年者飲酒防止強調月間においては、関係省庁は全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る。

3 同月間に併せ、関係省庁は「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に盛り込まれた施策を始めとする未成年者の飲酒防止対策を集中的に実施する。

(参考) 平成12年は、12月が未成年者飲酒防止強調月間とされました。

警察庁丙少發 第 31 号
健 発 第 1152 号
課 酒 4 - 1 1
平成 13 年 12 月 28 日

全国小売酒販組合中央会会長 幸田 昌一
(社)日本フランチャイズ・チェーン協会会長 藤井 林太郎
日本チェーンストア協会会長 渡邊 紀征
日本スーパーマーケット協会会長 清水 信次
(社)日本オランタリー・チェーン協会会長 林 信太郎
(社)日本セルフ・サービス協会会長 増井 徳太郎
(社)日本通信販売協会会長 石川 博康

殿あて

警察庁生活安全局長

厚生労働省健康局長

国税庁審議官

未成年者飲酒防止に係る取組について

平素は、未成年者飲酒防止に関しまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本年12月5日に未成年者飲酒禁止法（大正11年法律20号）の第1条に「営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズモノトス」の1項を加えること等を内容とする「未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律」が成立し、12月12日公布され、同日施行されました。

これを受け、今回の改正の趣旨、改正内容等、また、昨年8月30日の「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」を踏まえ、未成年者飲酒防止の観点から関係省庁が連携して酒販店等に対し、指導を行うことといたしました。

致酔性、依存性、慢性影響による臓器障害及び発育途上にある未成年者の心身に対する悪影響等の酒類の特性にかんがみ、未成年者飲酒防止に資するため年齢の確認その他の必要な措置を積極的に取り組んでいくことが緊要であると考えます。

「未成年飲酒防止に資するため年齢の確認その他の必要な措置」としては、下記の取組などが考えられますので、貴会におかれましては、傘下会員等に対して周知し、これらを強力に推進していただくようお願いいたします。

記

1 未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底

「年齢確認」とは、酒類を販売する場合において、未成年者と思われる者に対して本人の年齢の確認ができる「運転免許証」、「身分証明書」等の提示を求めるることをいう。

2 特に夜間における未成年者の酒類購入を責任をもって防止できる者を配置するなど販売体制の整備

「未成年者の酒類購入を責任をもって防止できる者」とは、酒類の特性等を理解し、酒類を購入しようとする未成年者に対して的確な指導等ができる者をいう。

3 未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して購入しないよう、酒類特に清涼飲料的な酒類と清涼飲料との分離陳列の実施

「分離陳列」とは、酒類と清涼飲料との売場を離れた場所とする、冷蔵庫の扉や陳列ケースを別々にする、陳列棚に酒類である旨の表示をすること等により、明確に酒類と清涼飲料との分離を行うことをいう。

4 未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機（以下「改良型酒類自動販売機」という。）以外の酒類自動販売機の撤廃及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理

「改良型酒類自動販売機の適切な管理」とは、未成年者のアクセス防止機能を常時正しく稼働させること、IDカードの発行の際に本人の年齢の確認ができる「運転免許証」、「身分証明書」等の提示を求め、成年者にのみ発行し、その発行履歴を適切に保存すること等をいう。

5 カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合における未成年者飲酒防止の注意喚起及び申込者の年齢記載・年齢確認の徹底

(1) 「未成年者飲酒防止の注意喚起」とは、申込書等に未成年者の飲酒は法律で禁止されていること及び未成年者に対しては酒類を販売しないことを表示すること、納品書、商品の配送の際の包装紙等に酒類であることを表示すること等をいう。

(2) 「申込者の年齢記載・年齢確認の徹底」とは、(イ)通信販売形態を行う営業者やその従業員が顧客と接する場合は、当該顧客が未成年者であると思われるときは、本人の年齢の確認ができる「運転免許証」、「身分証明書」等の提示を求める等をいう。(ロ)郵便を利用して配達させる等、通信販売を行う営業者やその従業員が顧客と接することがない場合は、酒類の購入の申込みを受けるに際し、当該顧客の年齢の確認ができる「運転免許証」、「身分証明書」等の写しの送付を求める等をいう。

6 ポスターの掲示などによる未成年者飲酒防止の注意喚起

「ポスターの掲示など」とは、未成年者の飲酒は法律で禁止されていること、未成年者に対しては酒類を販売しないこと等を表示したポスター、ステッカー等の掲示、同趣旨の店内放送を行うこと等をいう。

7 アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施

「従業員研修等」とは、未成年者飲酒防止のための従業員に対する年齢確認の実施方法などの研修、経営者自身の研修等をいう。

平成16年度アルコールシンポジウム 「アルコール問題を考える」

近年、多種多様なアルコール飲料が販売され、飲酒機会が増大する中、未成年者の飲酒問題等アルコールに起因する様々な事柄が社会問題となっています。こうした現状を踏まえて、国民一般をはじめ、行政、保健医療関係者、教育関係者等に対し、未成年者の飲酒を中心とするアルコール関連問題の現状を伝えるとともに、健康、教育、青少年健全育成の各関係者が、それぞれの立場から意見を出し合い、アルコール関連問題の防止に向けた取り組みを呼びかけることを目的としてシンポジウムを開催します。

日時 平成17年3月2日（水）13時00分から16時30分（受付開始12時半）

会場 はあといん乃木坂健保会館 フルール（東京都港区南青山1-24-4）

主催 厚生労働省

後援（予定） 内閣府、警察庁、国税庁、文部科学省、（社）アルコール健康医学協会

対象 国民一般、行政、保健医療関係者、教育関係者、その他

●プログラム

13:00-13:10	開 会	
13:10-13:50	講 演	アルコールの健康影響に関する最新知見について 東海大学医学部教授 岡崎 熟
13:50-14:30	講 演	健康日本21の現状と課題について 独立行政法人国立病院機構 久里浜アルコール症センター副院長 樋口 進
14:30-15:10	講 演	未成年者のアルコール問題について 国立精神・神経センター精神保健研究所 薬物依存研究部長 和田 清
15:10-15:20	休 憇	
15:20-15:40	講 演	酒類販売業等に関する懇談会の取りまとめについて 国税庁酒税課酒税企画官 亀井 慶承
15:40-16:00	講 演	飲酒対策の実例報告 民間での取組事例—多量飲酒者への対処方法— 社団法人全日本断酒連盟事務局長 田所 滋丕
16:00-16:20	質疑応答	コーディネーター 独立行政法人国立病院機構 久里浜アルコール症センター副院長 樋口 進
16:20-16:30	閉 会	

●参加料 無料

●参加申し込み 「平成16年度アルコールシンポジウム事務局」宛て
(住所・氏名(フリガナ)・年齢・職業・連絡先を記入の上、郵送、FAX又はE-mailにてお申し込みください。
先着順受付) Fax:03-3597-1097 E-mail:sec-tky4@intergroup.co.jp
住所:〒105-0003 港区西新橋1-7-2 虎の門高木ビル(株)インターブループコンベンション部内

住所 フax

フリガナ 年齢 職業
氏名

講師への質問等

●アクセス < <http://www.hotelheart-innogizaka.com/access.html> >

〔電車利用の方〕

営団地下鉄千代田線「乃木坂」駅4番出口 真上

営団地下鉄日比谷線「六本木」駅4番出口 徒歩8分

営団地下鉄大江戸線「六本木」駅7番出口 徒歩5分

営団地下鉄銀座線「青山一丁目」駅4番出口 徒歩8分